



## 伝建制度について、ちょっと豆知識！！

例年に比べ雪の少ない白川郷に、国内外より多くのお客様がお出でくださっています。世界遺産の知名度の絶大さに、ただただ感謝するばかりです。しかし、世界遺産白川郷の保存の基盤となっているのが伝統的建造物群保存地区の制度（伝建制度）であることは、前号にも記した通りです。今年平成28年は、荻町集落が重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）に選定され、40周年の節目となります。そこで、これを機会に今一度伝建制度について振り返ってみませんか。しばし、お付き合いを。

昭和50年の文化財保護法改正によって伝建制度が発足し、白川郷のような山村集落、妻籠のような宿場町、その他城下町や門前町といった全国各地に残る歴史的な集落や町並みの保存が図られるようになりました。それには住民と協議の上、市町村が伝統的建造物群保存地区（伝建地区）を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を進めます。これに対し国は、市町村からの申出を受けて、「我が国にとって価値が高いと判断した地区」を重伝建地区に選定します。白川村は、昭和51年5月に保存条例を公布、同年6月に保存計画を告示。そして同年9月4日に重伝建地区の選定を受けました。ちなみに同日に、白川村荻町地区をはじめ秋田県角館（武家町）、長野県妻籠宿（宿場町）、京都市産寧坂（門前町）、同祇園新橋（茶屋町）、山口県萩市堀内地区（武家町）、同平安古地区（武家町）、の7地区が重伝建地区選定第1号の栄誉を得ました。そして、平成27年7月現在では、全国90市町村で110地区が重伝建地区の選定を受けています。

重伝建地区選定のプラス面は、まず市町村の保存活用の取り組みに対して、文化庁や県教委より指導助言が得られること。加えて市町村が行う修理・修景事業、防災設備の設置事業、案内板の設置事業に対して補助が得られること。さらに税制優遇措置を設ける等の支援もあります。逆にマイナス面は、その裏返しであり、保存のための制約や諸費用が住民にのしかかります。自分の家や土地なのに自由にならないという不満をお持ちの方もおみえになることと思います。しかし、そんな時は妻籠宿小林さんのお話を思い出してみてください。「妻籠は早い時期から、山や自然を守り宿場町の景観を再生させ、観光活用で活路を開いてきた。この景観保全による観光活用の道を住民が選択していなければ、妻籠という地名は日本の地図上から無くなっていただかもしれない」と。荻町集落にも同じ事が言えるのではないのでしょうか。早い時期から合掌家屋や農山村の自然景観を守り、観光活用につなげることで今があるのです。それが先人先輩方が活路を開いた住民憲章や守る会、重伝建地区への道であったのです。

40周年は、伝建制度を学び、感謝し、未来につなげる1年にしたいと考えています。本会報をそのきっかけにいただければ幸いです。文化庁のHP内に「伝建制度のご案内」（右小冊子）がPDFファイルでダウンロードできます。また、伝建制度に関する各種書籍類もありますので、関心がある方は、守る会へご連絡ください。 【文責：和田】



# 文化財防火デー火災訓練！！・・・

文化財防火デーは、昭和24年1月26日に起きた世界最古の木造建造物法隆寺金堂の火災を契機に、文化財を火災や他の災害から守る目的から、昭和30年に制定されました。去る1月26日の文化財防火デーでは、世界遺産荻町集落内で、消防署・消防団合同による火災訓練が実施されました。今回は国重文和田家よりの出火を想定し、各分団による放水訓練が行われました。署員団員の真剣かつ機敏な動きに、訓練により私たち住民の安心安全な生活が守られていることへの感謝とともに、火災の恐ろしさを痛感したひと時でもありました。合



【放水銃や消火栓の除雪を】

掌家屋は火に弱い建物であり、有事の際の消火活動とともに日々の生活で絶対に火事を出さない心構えと火の用心の習慣が大切であると感じています。その一つに、冬期間の消火栓や放水銃の除雪作業があります。多くの住民の方々の協力ご支援で、何時でも使える状態が保てていますことに感謝の想いでいっぱいです。除雪作業による備えが、火事を出さない生活や心構えにつながっているのだと感じています。先人より受け継いだ大切な文化財を次代につなぐためにも、火の用心の心構え、消火栓・放水銃の除雪作業への協力ご支援を、今後もよろしくお願い申し上げます。 [文責:和田]

## ＝ 1月の活動報告 ＝

- 1月 1日 元旦・春駒
- 1月 6日 消防出初め式・ねそ1月号配付
- 1月 13日 荻町区新年会(会長)
- 1月 16日 荻町ライトアップ初日(7回開催予定)
- 1月 19日 1月定例会及び新年会
- 1月 26日 文化財防火デー火災訓練(和田家出火を想定)
- 1月 27日 第9回柿じいの白川遺産学セミナー(会長)

※3月の定例会は、10日(木)を予定しています。

◎区民の皆様へ・・・建物や土地などの現状を変更する場合は、許可が必要です。必ず現状変更申請を行ってください。申請書は守る会定例会の2週間前までに、各組委員に内容を説明の上、委員又は教育委員会に提出してください。これは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆様のご理解ご協力をお願い致します。

### 守る会活動スローガン ～守る・くらす・つなぐ～

- ①守る：住民憲章を基盤とした、世界遺産である合掌家屋と農山村の景観保全
- ②くらす：結の精神が根ざした共同体と、景観に調和した豊かな住民生活の向上
- ③つなぐ：故郷から学び、国内外の交流から学び、未来への継承者を育成

☆1月の協議事項(現状変更申請に関わって)☆ 1月19日審議分  
\*\*\*\*\*壁シートの張替え(保留再審)

☆2月の協議事項(現状変更申請に関わって)☆ 2月10日審議分  
中部電力高山営業所・・・12m木柱不要撤去